

## 36協定締結のわずか1ヶ月で、6件の労働基準法違反が発覚!

東地申第013号  
2017年12月01日

東日本旅客鉄道株式会社東京支社  
支社長 前川忠生 殿

東日本旅客鉄道労働組合  
東京地方本部  
執行委員長 宮澤 和広



### 「度重なる労働基準法違反に対する」

### 緊急申し入れ

東京支社は、36協定締結に向けた2017年10月期の団体交渉で、2016年度および2017年度の4月～9月までの間に発生した労働基準法第32条違反1件、労働基準法第34条違反7件の違反を明らかにしました。また、東京地本の指摘により、上野駅で発生した自己啓発活動に伴う賃金不払労働5件、東京配電技術センターでの休日勤務に伴う賃金不払労働2件が明らかになり追給を確認しましたが、このことは労働基準法第37条違反です。それ以外にも、超過勤務が30時間を越えないように「圧力をかけられた」や「翌月修正をした」などの組合員の声が上がっています。

東京地本は、東京支社の労働基準法違反発生の認識に対して修正回答を受け、組合員の命と健康を守り多発する労働基準法違反を撲滅するために、緊張感をもった締結期間とする観点から、日および月間の36協定締結に際しては2017年11月1日～2018年1月31日までの期間とし、10月24日に36協定を調印しました。

しかし、残念ながら36協定締結直後の10月31日に東京電車線技術センターで労働基準法第34条違反が2件明らかになりました。また、11月30日には品川保線技術センターで労働基準法第34条違反が4件明らかになっています。発覚する労働基準法違反に対して危機感と緊張感を持ち、東京支社すべての事業所で労働時間管理が厳正に行わなければなりません。東京地本は、東京支社内において労働基準法違反や労働基準法違反の温床があると認識しており、二度と発生させない経営の強い姿勢を求めます。

したがって、下記のとおり申し入れますので、真摯な回答と議論を求めます。

記

1. 度重なる労働基準法違反に対する東京支社の見解を示すこと。また、再発防止対策を具体的に示し周知すること。
2. 2017年10月24日に調印した36協定の調印後に発覚した労働基準法違反や適正な労働時間管理ができていない事象の詳細内容について、書面により明らかにすること。

以上

**12月1日**  
**東京地本は東京支社に対して、**  
**申13号で「度重なる労働基準法違反に対する」**  
**緊急申し入れを行う!**